

令和5年度大分市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要になります。

こうした中、障害者就労施設等からの物品等の調達をさらに推進するため、平成25年4月1日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」）が施行され、地方公共団体は毎年度、物品等の調達方針を作成するとともに、調達方針に即した調達を実施し、その実績を公表することとされています。

本市では、調達方針に基づき全庁的に障害者就労施設等への優先的な物品等の調達に取り組みます。

1. 趣旨

「障害者優先調達推進法」第9条第1項の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成する。

2. 調達推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、市長部局、教育委員会、上下水道局、消防局、議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局等（以下、各部局等とする）全ての組織が参画する。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

●就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行う事業所

●就労継続支援事業所（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業所

- 生活介護事業所
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する事業所
- 障害者支援施設（入所施設として、就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る）
施設に入所している人に入浴、排泄、食事の介護等を行う施設
- 地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）
創作活動、生産活動の機会の提供、機能訓練や社会との交流等を行う施設

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所
重度障害者多数雇用事業所の要件（以下の条件を全て満たすこと）
 - ・障がい者の雇用者数が5人以上
 - ・障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障害者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- 在宅就業障害者
自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
- 在宅就業支援団体
在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

4. 調達の対象品目例

(1) 物品の例

- 食品類（パン類・クッキー・ケーキ・菓子・弁当・会議用飲み物 等）
- 農産物（野菜・花・畜産物 等）
- 日用品（石鹸・アクリルタワシ・ふきん・ぞうきん 等）
- 記念品・小物等（キーホルダー・革製品・ポストカード 等）
- 小物類（布や木工等のオーダーメイド品 等）
- 玩具等（つみき・知育用品 等）
- 印刷物（はがき印刷・会議資料の印刷・パンフレット類の印刷 等）
- その他（布や木工等のオーダーメイド品 等）

(2) 役務の例

- 清掃作業（建物清掃・公園の清掃、除草 等）

- 選別・検品等（缶・ビン・ペットボトルの選別、製品検品 等）
- 包装、袋詰め、箱折り（チラシ封筒入れ・シール張り・箱折り 等）
- その他（データ入力・クリーニング・テープ起こし 等）

5. 調達目標

市が障害者就労施設等から調達する物品等の目標は以下のとおりとする。

<p>＜令和5年度目標＞ ①金額 142,000千円以上 ②件数 575件以上</p>

＜令和4年度実績＞ ①金額 約141,370千円
②件数 572件

6. 調達の推進方法

- (1) 全庁的な推進体制として、「大分市障がい者優先調達推進会議」においてこの調達方針に関することや調達実績の評価に関すること、その他調達の推進に関することを協議する。
- (2) この調達方針の担当課は障害福祉課とし、障害者就労施設等が提供可能な物品等や役務の提供などについて情報を収集し、各部局等に提供する。
- (3) 各部局等は、障害者就労施設等への発注が前年度実績を上回る発注となるよう、発注可能なものについて積極的に発注する。
- (4) 各部局等は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令、大分市契約事務規則など関係規程に従い、随意契約を活用しながら、障害者就労施設等からの調達を行う。
- (5) 障害福祉課は、障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた取り組みを促す。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、すみやかに公表する。
- (2) 調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく公表する。

8. その他

本市と業務委託契約を締結している事業者や指定管理者についても、可能な範囲で障害者就労施設等から物品・役務の調達を図るよう、理解と協力を求める。